

## 学校段階間の連携・接続等について

- ① 学校段階間の連携・接続について
  - ・ 幼稚園(及び保育所、認定こども園)と小学校の連携 … 1
  - ・ 小学校と中学校の連携 … 7
  - ・ 中学校と高等学校の連携 … 18
- ② 優れた才能や個性を伸ばす学習機会について … 31

# ①学校段階間の連携・接続について

幼稚園（及び保育所、認定こども園）と小学校の連携

# 義務教育及びその後の教育の基礎を培う幼児教育

## ○教育基本法(抄)

### 第6条

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、**体系的な教育**が組織的に行われなければならない。(以下略)

(幼児期の教育)

第11条 **幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである**ことにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。



学校教育法の改正において、学校種の規定順を子どもの発達段階に即して見直し、**幼稚園を最初に位置づけ**

## ○学校教育法(抄)

第22条 幼稚園は、**義務教育及びその後の教育の基礎を培うもの**として、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

# 幼稚園教育要領

## 第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

### 第1 指導計画の作成に当たっての留意事項

#### 1 一般的な留意事項

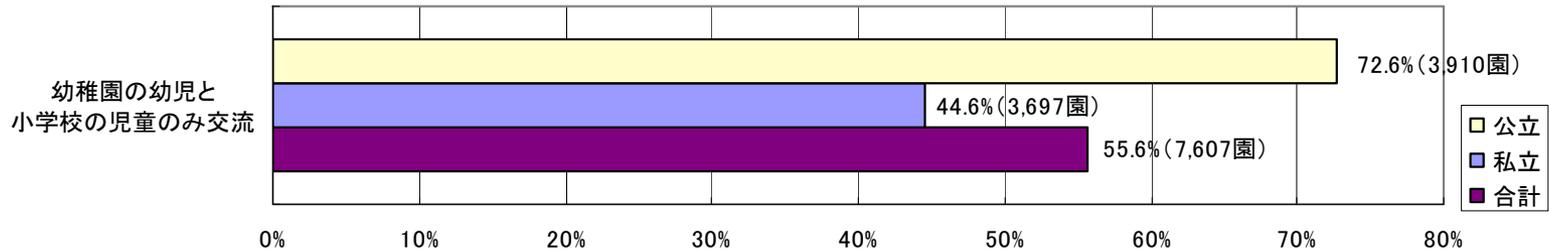
(9) 幼稚園においては、幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。

#### 2 特に留意する事項

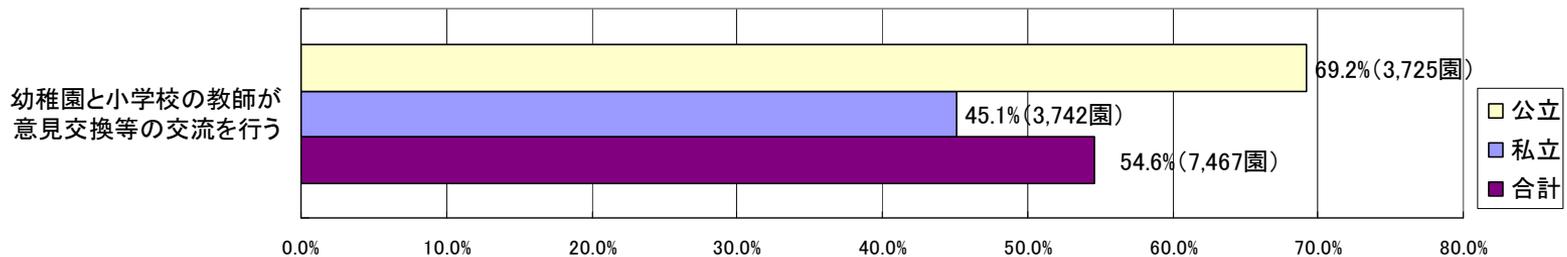
(5) 幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続のため、幼児と児童の交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど、連携を図るようにすること。

# 幼稚園の交流活動の状況

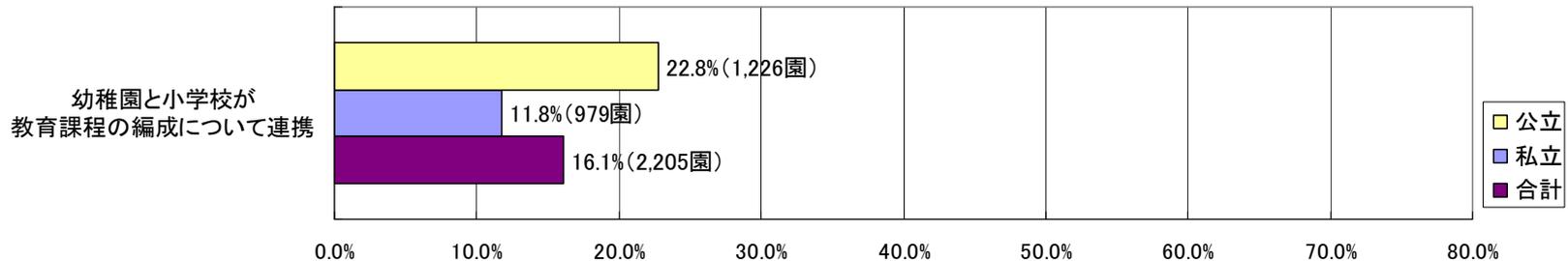
## ○幼児と児童の交流状況



## ○教師同士、教師と保育士の交流状況



## ○教育課程の編成に関する工夫の状況



# 幼小連携に関する取組例①

幼稚園（及び保育所、認定こども園）と小学校の連携を促進するため、平成21年3月に、文部科学省・厚生労働省共同で連携事例集（「保育所や幼稚園等と小学校における連携事例集」）を作成

## 《連携事例》

### ①教職員の交流

山口県（幼児教育長期研修）

小学校の教員を一年間幼稚園に派遣し、幼児期の指導及び幼児期の育ちを踏まえた小学校低学年での指導の在り方について研修し、幼保・小一貫指導の推進に資する人材育成を目的に実施。

栃木県（幼・保・小教職員相互職場体験研修・合同研修）

小学校と近隣の幼稚園・保育所が協力し、互いに教職員を相手方に派遣し職場体験を行う。また、子どもの姿や指導の在り方等の具体的なテーマについて合同で協議することを通して実際の指導に生かす。

# 幼小連携の取組例②

## ②課程編成・指導方法の工夫

神奈川県横浜市（事例集の作成・研修会の実施）

幼児教育と小学校教育の円滑な接続のために、子どもの育ちの連続性の観点から幼児教育研究事例集を作成し、保育・教育に反映するとともに、幼稚園・保育所・小学校・特別支援学校等を対象とした研修会を実施。

大阪府内の私立幼稚園（アンケート調査）

卒園した園児（1年生）とその保護者に対して、小学校での生活や幼稚園での生活についてアンケート調査を行い、教育課程の改善に生かす。

## ③子ども同士の交流活動

東京都中央区（生活科等での相互交流活動）

お互いの行事への相互参加、特別活動でのたてわり班活動の充実や、生活科をはじめとする様々な学習における合同活動等を計画的に実施。

# 小学校と中学校の連携

# 小中連携に関する取組の概況

小中一貫教育に関する先行的な取組は、極めて多様

ア) 制度上の特例の活用

特例を活用している取組も活用していない取組もある。

イ) 特例の活用範囲

教科全般にわたって特例を活用している取組、キャリア教育に力を入れた取組など様々。

ウ) 学年の区切り

6年・3年のまとまりでの区切りほか、4年・5年での区切り、4年・3年・2年での区切りなど様々。

エ) 小学校からの教科担任制

導入するかないか、導入している場合でも、どの学年からどの教科で導入するかについて取組は様々。

オ) 校地・校舎の状況

小中一体型校舎を新設した取組、小学校を中学校の隣に移設した取組、既存の校地・校舎を活用した取組など様々。

# 教育課程の特例を活用した小中連携の取組(概要)

●特例の制度を利用して、学習指導要領等によらない教育課程を編成して行われているもの

		合計	国立	公立	私立
件数(市町村・法人)		37件(*)	2件	32件	3件
	研究開発学校	15件	1件	13件	1件
	教育課程特例校	23件	1件	19件	3件
	研発・特例校の重複	1件	0件	0件	1件
学校数		803校(*)	4校	793校	6校
	研究開発学校	60校	2校	56校	2校
	教育課程特例校	745校	2校	737校	6校
	研発・特例校の重複	2校	0校	0校	2校

\* 件数・学校数とも重複分を除いた数

※取組数は平成21年4月1日現在

※教育課程特例校については、独自の教科の新設等による小中連携を推進する取組の数  
(取組の内容が小学校における外国語教育の充実のみに係るものを除く。)

# ①研究開発学校における取組(事例)

## 研究開発学校とは

教育課程の改善に資する実証的資料を得るため、文部科学大臣が、学校教育法施行規則第55条に基づき、申請のあった学校に学習指導要領等現行の教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を認め、新しい教育課程・指導方法について研究開発する制度(申請者は学校の管理機関)

### 学校名

新潟市立上所小学校、女池小学校、鳥屋野中学校  
(平成19～21年度指定)

### 研究開発課題

これからの社会を生きる上で必要な「人間力」を育成するために、言葉と体験を重視し発達段階に即した小・中学校9年間一貫の教育課程の研究開発

### 研究の概要

小・中学校9年間を前期(4年)・中期(3年)・後期(2年)の発達区分でとらえ直した上で、国際社会・実社会に対応するコミュニケーション力と自立した社会の構成者として必要な能力・態度を育成する9年間一貫の教育課程を開発する。

具体的には、

- ①「社会技能科」を新設し、社会性と情動の学習と実際の問題解決活動及び体験的な活動を効果的に構成した9年間一貫のカリキュラムで規範意識・自己肯定感・向社会性と向社会的スキル・社会的な問題解決力を育成する。
- ②「言語技能科」を新設し、教科等を横断する読解力<リーディング・リテラシー>と論理的表現力の育成を目標・内容とする9年間一貫のカリキュラムで論理的なコミュニケーションによる課題解決力を育成する。
- ③「英語表現の時間」を小学1年から設置し、9年間一貫のカリキュラムで英語を使った実践的なコミュニケーション力の素地と積極的な態度を育成する。

## ②教育課程特例校における取組(事例)

### 教育課程特例校とは

文部科学大臣が、学校教育法施行規則第55条の2に基づき、学校を指定し、学習指導要領等によらない教育課程を編制して実施することを認める制度(申請者は学校の管理機関)

※平成15年度から「構造改革特別区域研究開発学校」制度として始まり、平成20年度から「教育課程特例校」制度に移行

### 学校名

東京都品川区立全小・中学校

※H15.8 特区認定

※平成18年度開校の日野学園は研究開発学校(平成14~16年度指定、平成17~19年度指定延長)

### 取組の概要

- ・区独自の「小中一貫教育要領」を定め、9年間の系統的な学習を実施
- ・全学年に「市民科」を新設し、小1から「英語科」を実施
- ・小5~中3に「ステップアップ学習(選択学習)」を新設
- ・小5から教科担任制を一部導入
- ・9年間を4年・3年・2年に区切ったまとまりで教育計画を立て実践
- ・将来的に、施設一体型一貫校を6校整備予定(現在3校。他の9中学校・31小学校は施設分離型連携校)

### 学校名

さつませんだいし  
鹿児島県薩摩川内市立全小・中学校

※H18.3 特区認定(3モデル地域で実施)

### 取組の概要

- ・3モデル地域における取組の成果(学力向上、問題行動の減少等)を踏まえ、21年度から全小・中学校に取組を拡充
- ・全学年に「コミュニケーション科」を新設
- ・小1から「英語活動」を実施
- ・小5~中1を中心に、教員の授業交流を実施
- ・9年間を前期(4年)・中期(3年)・後期(2年)に区切り、発達の段階に応じた教育を展開
- ・校地・校舎は別々(従来のものを利用)

# ③ 制度上の特例を活用しない取組

制度上の特例を活用せず、現行制度の範囲内で小学校と中学校の連携強化を図っている取組もある。

(例) 東京都三鷹市、和歌山県有田市、福岡県宗像市など

## 三鷹市の例

学校名

東京都三鷹市立  
にしみたか学園(第二小学校、井口小学校、第二中学校)

※18年度から「にしみたか学園」として開園

取組の概要

- ・全教科において「生き方・キャリア教育」の視点を重視し、9年間継続して人間関係形成能力を育成
- ・学校行事等を通じて小・小の交流、小・中の交流を推進
- ・小学校と中学校の教員の相互乗り入れや合同研究会を実施して連携強化
- ・小学校から一部教科で学年内教科担任制を導入
- ・三校長のうち一名が三校の代表(にしみたか学園長)となり、責任体制を明確化
- ・校地・校舎は別々(従来のもものを利用)

# 教員免許に関する小学校と中学校の比較

## 小学校と中学校の両方の教員免許を有している者

	全体	国立	公立	私立
小学校教員のうち 中学校の教員免許を 有している者の割合	62.8%	73.5%	62.9%	51.7%
中学校教員のうち 小学校の教員免許を 有している者の割合	27.5%	35.9%	29.0%	3.0%

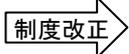
	全体	国立	公立	私立
中学校教員のうち高等学校の教員免許を有している者の割合	78.9%	86.9%	78.9%	77.3%
高等学校教員のうち中学校の教員免許を有している者の割合	54.6%	76.9%	57.0%	47.2%

(出典)  
平成19年度  
学校教員統計調査

## 平成14年の隣接免許取得促進のための制度改正

3年以上の経験を有する小学校教員  
中学校二種免許取得に必要な単位数

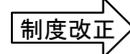
22単位



14単位

3年以上の経験を有する中学校教員  
小学校二種免許取得に必要な単位数

24単位



12単位

※教育職員免許法別表第八

## (参考)専科担任制度

中学校や高等学校の教諭の免許状を有する者は、小学校において、相当する教科等の教諭等となることができる。

(例: 中学校の理科の教員が、小学校の理科の授業を行う)

※教育職員免許法第16条の5

小中一貫教育に関する先行的な取組の実施団体のうち、  
6年・3年とは異なる学年のまとまりを設けている実施団体

4年・3年・2年のまとまり

千葉県船橋市  
新潟県新潟市  
滋賀県高島市  
香川県琴平町  
熊本県宇土市

東京都品川区  
香川県高松市  
長崎県佐世保市  
熊本県熊本市(旧富合町)  
鹿児島県薩摩川内市  
国立大学法人京都教育大学  
学校法人聖ウルスラ学院(仙台市)

4年・5年のまとまり

広島県広島市

5年・2年・2年のまとまり

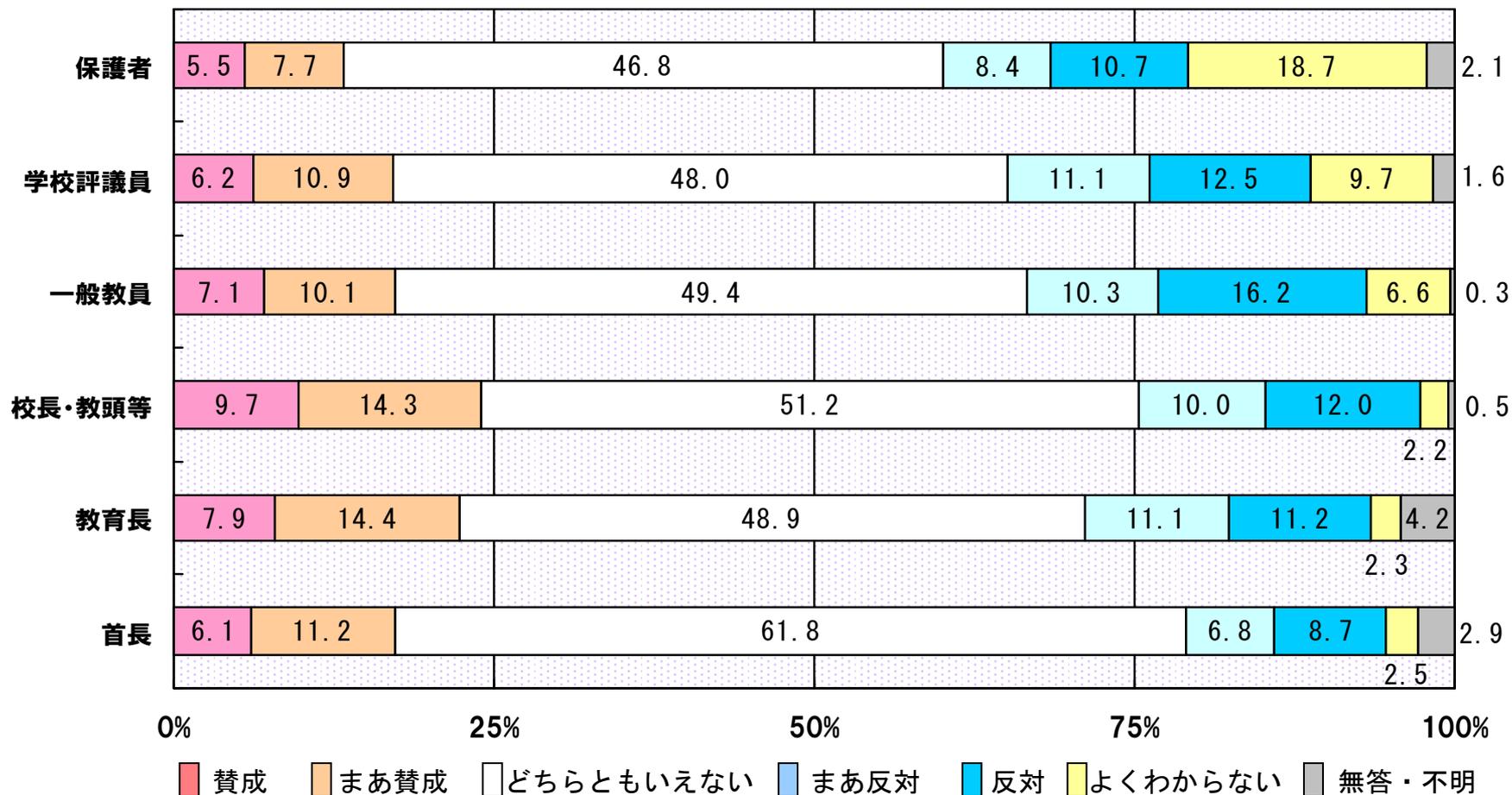
熊本県産山村

4年・3年・5年のまとまり(高校まで)

長崎県小値賀町

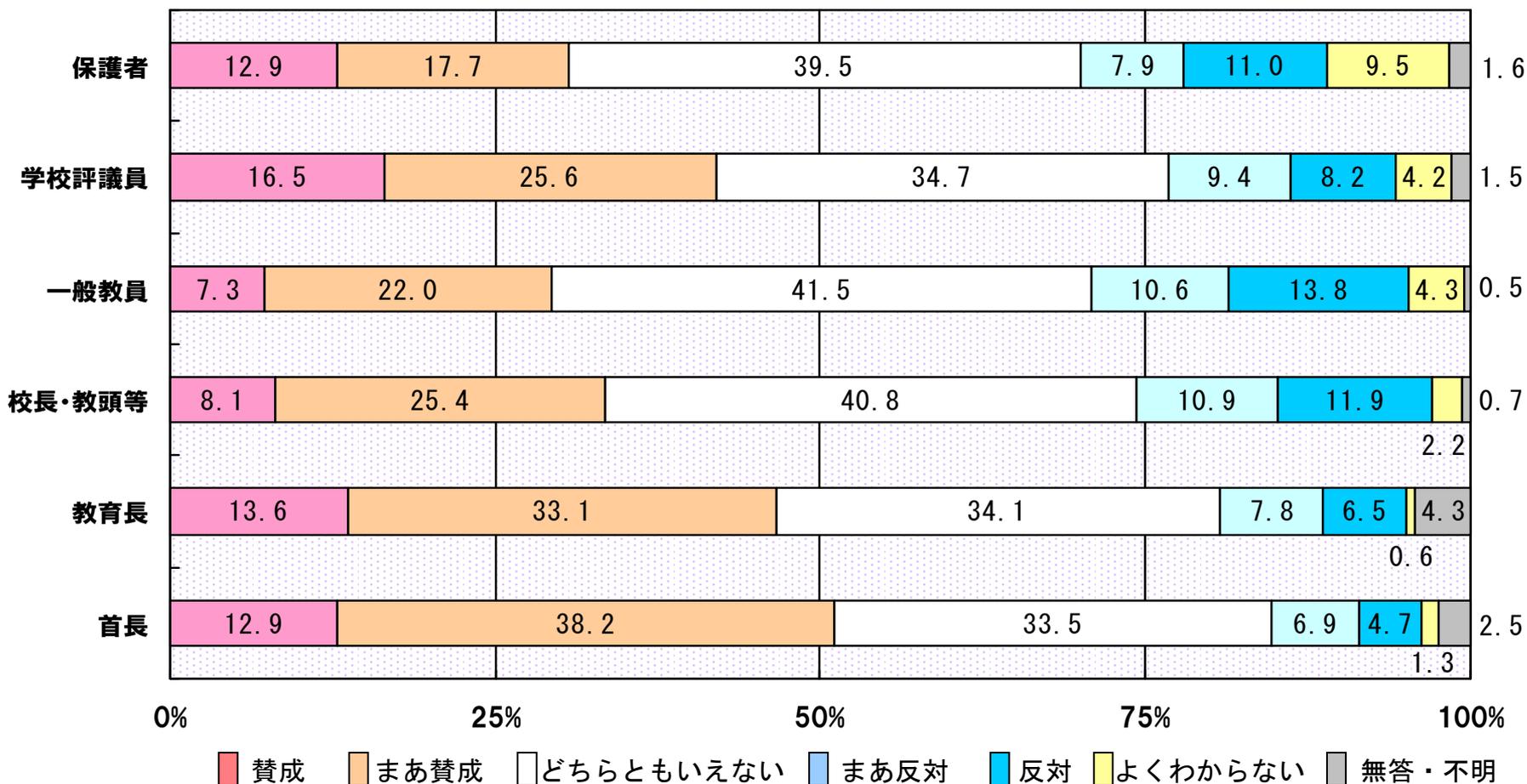
※ 平成21年度現在の研究開発学校又は教育課程特例校における取組  
(研究開発学校・教育課程特例校の計画書又は市町村のホームページ等における公表資料に基づく。)

# 6-3制を5-4制などに変更することについての意識調査結果



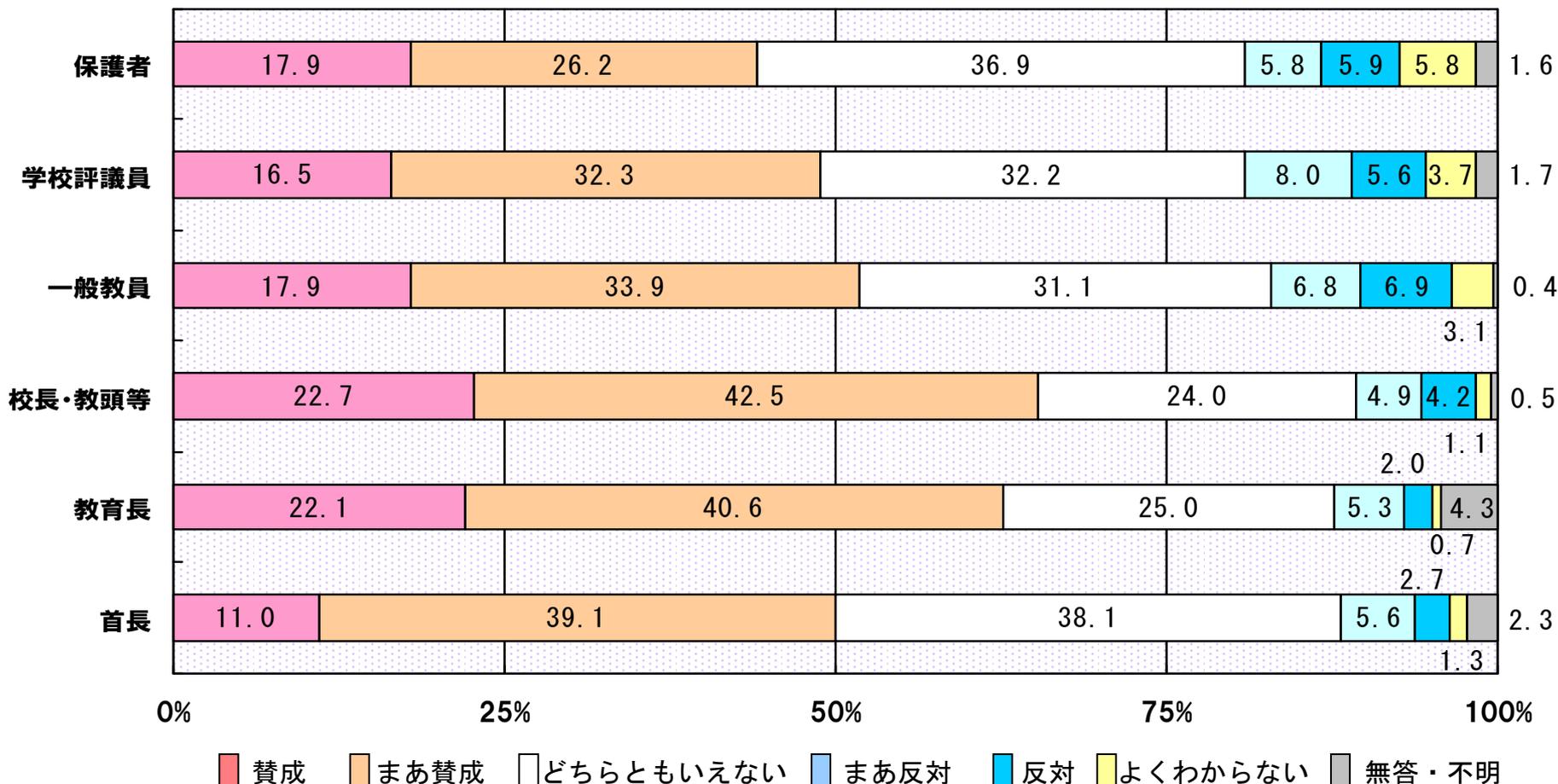
※保護者、学校評議員、一般教員、校長・教頭等は、全国の公立小中学校から無作為抽出した学校（保護者：25校、学校評議員：941校、教員・校長・教頭等：1,219校）に調査票を送付して調査を依頼。教育長、首長は悉皆調査。回収数は、保護者6,742、学校評議員808、教員・校長・教頭等2,503、教育長1,038、首長785。

# 9年制の小中一貫校をつくることについての意識調査結果



※保護者、学校評議員、一般教員、校長・教頭等は、全国の公立小中学校から無作為抽出した学校（保護者：25校、学校評議員：941校、教員・校長・教頭等：1,219校）に調査票を送付して調査を依頼。教育長、首長は悉皆調査。回収数は、保護者6,742、学校評議員808、教員・校長・教頭等2,503、教育長1,038、首長785。

# 小学校高学年を教科担任制にすることについての意識調査結果



※保護者、学校評議員、一般教員、校長・教頭等は、全国の公立小中学校から無作為抽出した学校（保護者：25校、学校評議員：941校、教員・校長・教頭等：1,219校）に調査票を送付して調査を依頼。教育長、首長は悉皆調査。回収数は、保護者6,742、学校評議員808、教員・校長・教頭等2,503、教育長1,038、首長785。

# 中学校と高等学校の連携

# 中高一貫教育制度について

## 中高一貫教育校の特色

中学校と高等学校の6年間を接続し、6年間の学校生活の中で計画的・継続的な教育課程を展開することにより、生徒の個性や創造性を伸ばすことを目的として、平成11年度から導入。

- 安定した環境の中で、6年間の学校生活を送ることができる。
- 6年間の計画的・継続的な教育課程を展開することができる。
- 6年間にわたり生徒を把握することができ、個性の伸長や優れた才能を発見できる。
- 学年の異なる生徒同士が共通の活動を通し社会性や豊かな人間性を育成できる。

# 中高一貫教育校の種類

## 「中等教育学校」

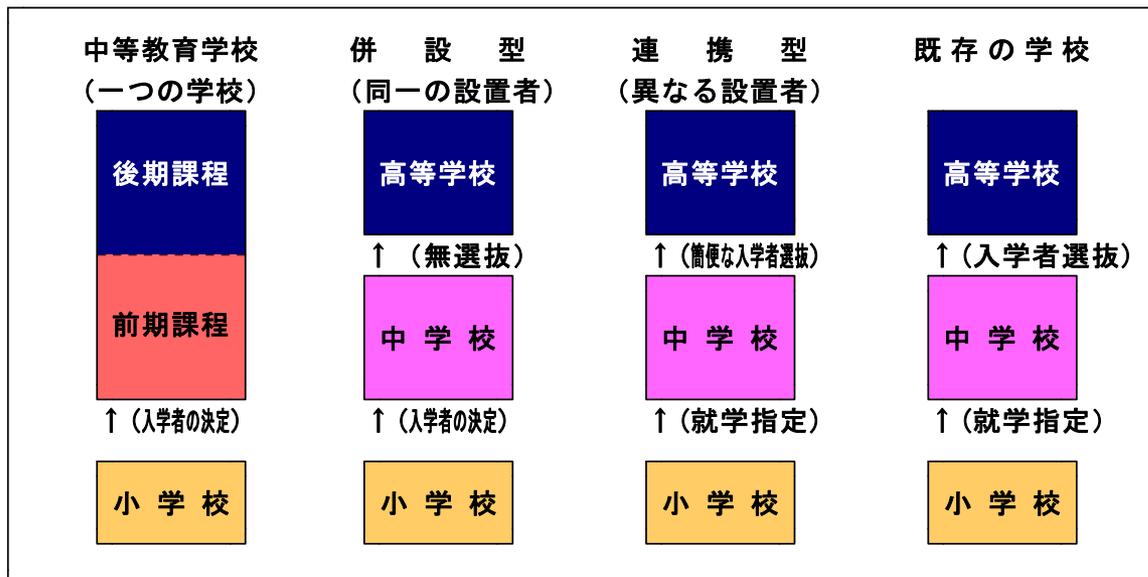
一つの学校として、6年間一体的に中高一貫教育を行う。

## 「併設型」の中学校・高等学校

高等学校入学者選抜を行わずに、同一の設置者による中学校と高等学校を接続する。

## 「連携型」の中学校・高等学校

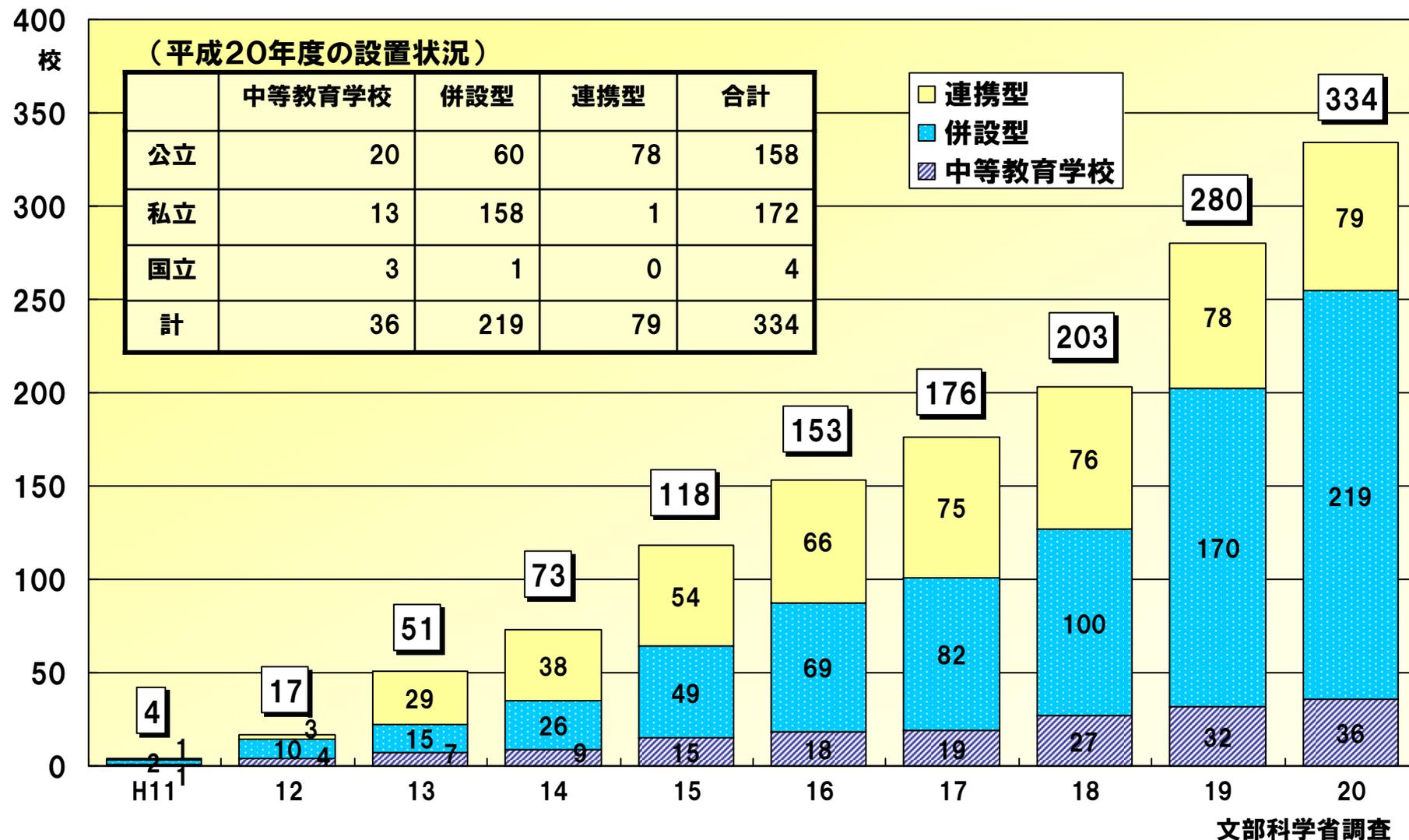
市町村立中学校と都道府県立高等学校など、異なる設置者による中学校と高等学校が、教育課程の編成や教員・生徒間交流等の連携を深める形で中高一貫教育を実施する。



# 中高一貫教育校における特例(平成20年度)

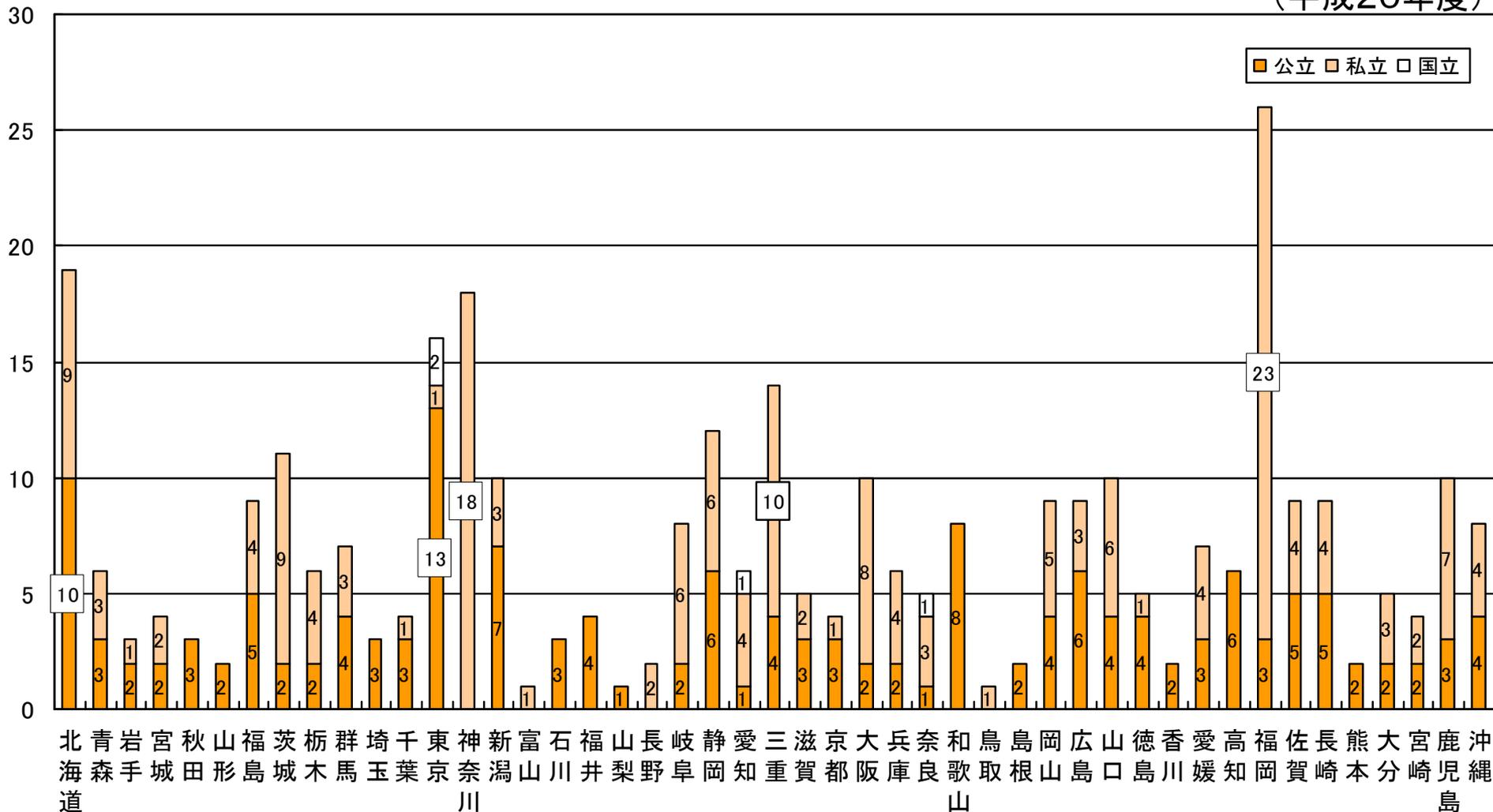
		一般の中学校・高等学校	中等教育学校・併設型	連携型
中学校 段階	選択教科 による 必修教科 の代替		必修教科の授業時数を、年間70単位時間の範囲内で減じ、当該必修教科の内容を代替することができる内容の選択教科の授業時数に充てることができる。	
	各選択 教科の 授業時数	第1学年： 年間30単位時間以内 第2、3学年： 年間70単位時間以内	特に必要がある場合は、左の時間を超えて各学校が定めることができる。	
	指導内容 の移行		<p>①中学校と高等学校との指導内容の入れ替え 前期課程（中学校）と後期課程（高等学校）の指導内容の一部を相互に入れ替えが可能。</p> <p>②中学校から高等学校への指導内容の移行 前期課程（中学校）の指導内容の一部を後期課程（高等学校）へ移行することが可能。</p> <p>③高等学校から中学校への指導内容の移行 後期課程（高等学校）の指導内容の一部を前期課程（中学校）へ移行することが可能。この場合、後期課程（高等学校）で再履修しないことが可能。</p>	
高等学校 段階	普通科 における 単位数	普通科における「学校設定科目」・「学校設定教科」について 卒業に必要な修得単位数に含めることのできる単位数の上限 20単位まで	30単位まで	

# 中高一貫教育校の推移



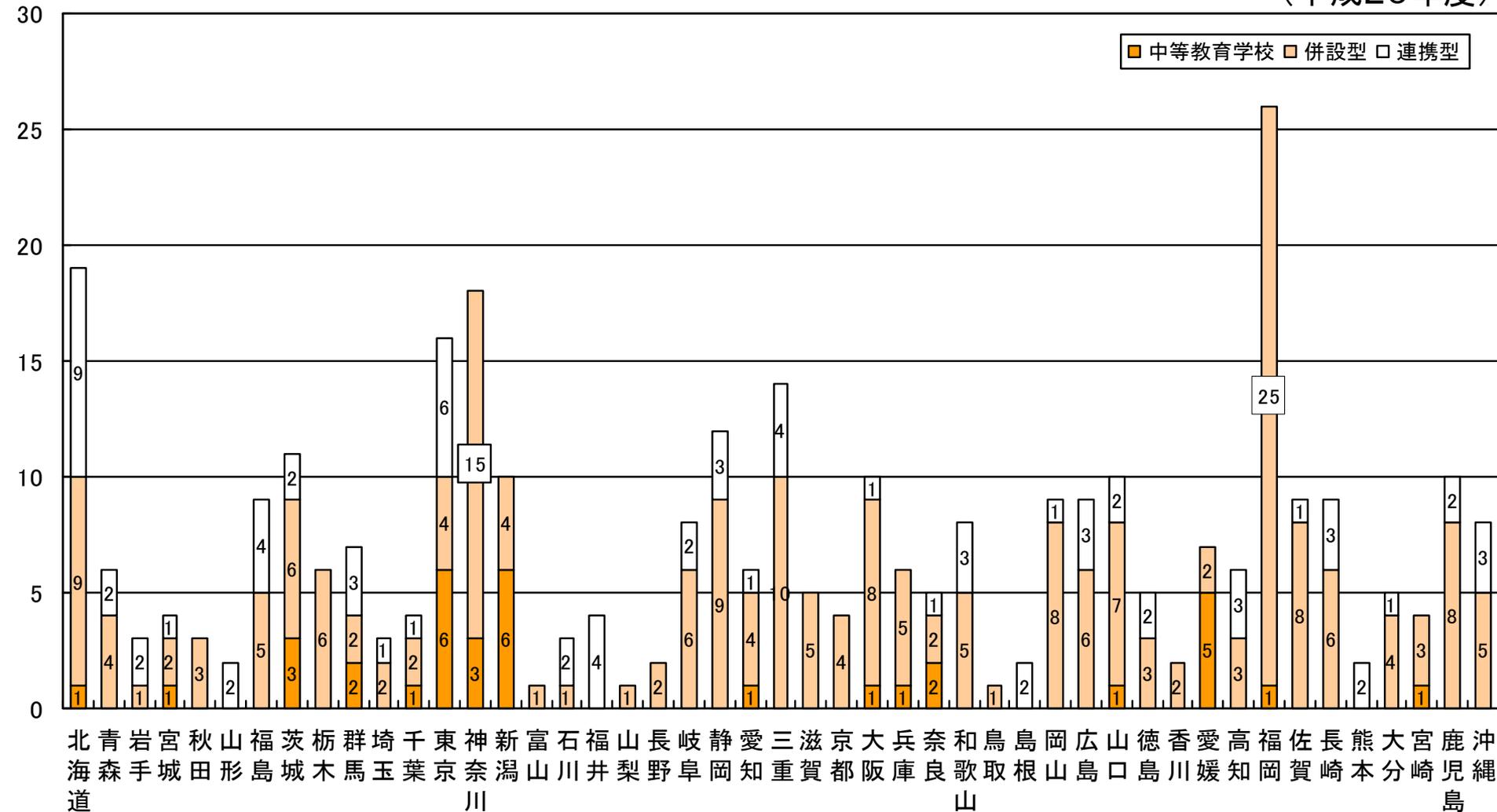
# 中高一貫教育校数 (都道府県・設置者別)

(平成20年度)



# 中高一貫教育校数 (都道府県・設置形態別)

(平成20年度)



# 規制改革推進のための第3次答申－規制の集中改革プログラム－

## 平成20年12月22日 規制改革会議

### 規制改革会議の問題意識

- 受験準備に偏したいわゆる「受験エリート校」化すること、公立の中高一貫教育校では入学者の選抜にあたって学力検査は行わないこととし、学校の個性や特色に応じて多様で柔軟な方法を適切に組み合わせて入学者選抜方法を検討し、受験競争の低年齢化を招くことのないよう十分配慮すること等の制度の趣旨を逸脱していると思われる学校が散見されるため、制度の趣旨について改めて周知すべきである。
- 公立中高一貫教育校の実態を把握し、以下の指摘を踏まえ、問題点・課題の点検・検証や改善方策等の検討を実施し、本来の在り方に則して運営するよう、結論を得て抜本的な改善を図るべき。

#### 【指摘事項】

- ① 結果として学力を問うこととなる適性検査を行わない
- ② 抽選を必須とし、その倍率を3倍以上とする
- ③ 子女の家庭状況の調査を実施する
- ④ 入学承諾書の提出を地域公立中学校と同時期とする
- ⑤ いわゆるエリート進学校への併設等を見直す
- ⑥ 私立学校との協議の場を保障する

〔※ 私立と同等の授業料等を中学・高校ともに必ず徴収するという制度をとった場合には、競争条件が同等となるので、上記①～⑥は適用されなくてよい。〕

### 規制改革推進のための3か年計画(再改定)～(平成21年3月31日 閣議決定)＜抄＞

- 中高一貫教育制度は、平成11年度の導入から約10年が経過していることを踏まえ、中高一貫教育に関する成果と課題について実態把握を行う。
- その上で、中央教育審議会において、各界の意見を聴取した上で、中高一貫教育制度について、現段階における検証を行い、改善方策等について検討する。(平成21年度中に検討開始)

# 学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(抄)

【平成10年5月22日 衆議院文教委員会】

- 1 (略)
- 2 中高一貫教育の内容は、「ゆとり」のある学校生活の中で、児童・生徒の個性や創造性を大いに伸ばすという本旨にのっとり検討され、受験準備に偏したいわゆる「受験エリート校」化など、偏差値による学校間格差を助長することのないように十分配慮すること。
- 3 中高一貫教育を行う学校では、入学者の選抜にあたって学力検査は行わないこととし、学校の個性や特色に応じて多様で柔軟な方法を適切に組み合わせて入学選抜方法を検討し、受験競争の低年齢化を招くことのないように十分配慮すること。
- 4～5 (略)

【平成10年6月4日 参議院文教・科学委員会】

- 1 (略)
- 2 中高一貫教育の内容は、「ゆとり」のある学校生活の中で、生徒の個性や創造性を大いに伸ばすという本旨にのっとり検討され、受験準備に偏したいわゆる「受験エリート校」化など、偏差値による学校間格差を助長することのないように十分に配慮すること。
- 3 (略)
- 4 中高一貫教育を行う公立の学校では、入学者の決定に当たって学力試験を行わないこととし、学校の個性や特色に応じて多様で柔軟な方法を適切に組み合わせて入学者選抜方法を検討し、受験競争の低年齢化を招かないように十分に配慮すること。
- 5～9 (略)
- 10 本法施行に伴う学校教育法施行規則その他政省令の改正に当たっては、中高一貫教育の導入の趣旨及び本委員会における審議を十分に踏まえ、これを行うこと。

# 中高一貫教育 関係法令 (中等教育学校・併設型)

## 「中等教育学校」

### 【学校教育法】

第63条 中等教育学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする。

第65条 中等教育学校の修業年限は、6年とする。

第66条 中等教育学校の課程は、これを前期3年の前期課程及び後期3年の後期課程に区分する。

### 【学校教育法施行規則】

第109条 中等教育学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。

第110条 中等教育学校の入学は、設置者の定めるところにより、校長が許可する。

2 前項の場合において、公立の中等教育学校については、学力検査を行わないものとする。

## 「併設型」の中学校・高等学校

### 【学校教育法】

第71条 同一の設置者が設置する中学校及び高等学校においては、文部科学大臣の定めるところにより、中等教育学校に準じて、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施すことができる。

### 【学校教育法施行規則】

第114条 併設型中学校の教育課程については、第5章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。

2 併設型高等学校の教育課程については、第6章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。

第115条 併設型中学校及び併設型高等学校においては、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施すため、設置者の定めるところにより、教育課程を編成するものとする。

第116条 第90条第1項の規定にかかわらず、併設型高等学校においては、当該高等学校に係る併設型中学校の生徒については入学者の選抜は行わないものとする。

第117条 第107条及び第110条の規定は、併設型中学校に準用する。

# 中高一貫教育 関係法令 (連携型)

## 「連携型」の中学校・高等学校

### 【学校教育法施行規則】

第75条 中学校（併設型中学校を除く。）においては、高等学校における教育との一貫性に配慮した教育を施すため、当該中学校の設置者が当該高等学校の設置者との協議に基づき定めるところにより、教育課程を編成することができる。

2 前項の規定により教育課程を編成する中学校（以下「連携型中学校」という。）は、第87条第1項の規定により教育課程を編成する高等学校と連携し、その教育課程を実施するものとする。

第77条 連携型中学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。

第87条 高等学校（学校教育法第71条の規定により中学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型高等学校」という。）を除く。）においては、中学校における教育との一貫性に配慮した教育を施すため、当該高等学校の設置者が当該中学校の設置者との協議に基づき定めるところにより、教育課程を編成することができる。

2 前項の規定により教育課程を編成する高等学校（以下「連携型高等学校」という。）は、連携型中学校と連携し、その教育課程を実施するものとする。

第88条 連携型高等学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。

### 第90条

4 連携型高等学校における入学者の選抜は、第75条第1項の規定により編成する教育課程に係る連携型中学校の生徒については、調査書及び学力検査の成績以外の資料により行うことができる。

# 「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」

## 平成9年6月26日 中教審答申(抜粋)

### 第3章 中高一貫教育

#### (中高一貫教育の意義と選択的導入)

- 中高一貫教育には、様々な利点があるが、特に、「ゆとり」ある学校生活を送ることを可能にするということの意義は大(子どもたちは、様々な試行錯誤をしたり、体験を積み重ねること等を通じて、豊かな学習をし、個性や創造性を伸ばすことがより可能に。その中で、じっくり学ぶことを希望する子どもへの十分な指導がより可能に)。このため、中高一貫教育を享受する機会をより広く提供していくことが適当。
  - ＜利点＞
    - ① 高等学校入学者選抜の影響を受けずに「ゆとり」のある安定的な学校生活が送れること
    - ② 6年間の計画的・継続的な教育指導が展開でき効果的な一貫した教育が可能
    - ③ 6年間にわたり生徒を継続的に把握することにより生徒の個性を伸ばしたり、優れた才能の発見がよりできること
    - ④ 中学校1年生から高校3年生までの異年齢集団による活動が行えることにより、社会性や豊かな人間性をより育成できること
- なお、中高一貫教育には様々な利点がある一方で、留意すべき点もあり、それらに適切に対処していくことが必要。
  - ＜留意すべき点とそれらへの対処に関する考え方＞
    - ① 受験競争の低年齢化につながるものがないよう、公立学校では学力試験を行わない等、入学者を定める方法などについて適切な配慮が必要
    - ② 受験準備に偏した教育が行われるものがないよう、普通科タイプの場合には特に配慮が必要
    - ③ 心身発達の差異の大きい生徒を対象に円滑な学校運営を行うよう、日常の指導や学校運営に当たって、教員が緊密に連携し、きめ細かな配慮していくことが必要
    - ④ 生徒集団が長期間同一メンバーで固定されることにより学習環境になじめない生徒が生じるものがないよう、「ゆとり」の中で、様々な試行錯誤をしたり、体験を積み重ねること等を通じて豊かな学習を行えるようにすることが必要
    - ⑤ また、途中で転学を希望する生徒に対して十分に配慮していくことが必要
- 中高一貫教育の導入に当たっては、子どもたちや保護者などの選択の幅を広げ、学校制度の複線化構造を進める観点から、中高一貫教育の選択的導入を行うことが適当(従来の中学校・高等学校に区分された中等教育も大きな利点や意義を持っており、中高一貫教育の利点と問題点の軽重を総合的に判断するのは子どもたちや保護者)。
- 中高一貫教育の選択的導入は、地方公共団体や学校法人などの学校設置者が、自らの創意工夫によって特色ある教育を展開する裁量の範囲を拡大することに資する。

### (中高一貫教育の導入の具体的な在り方)

- 中高一貫教育の具体的な在り方については、学校設置者の主体的な判断を尊重することが適当。国の役割は、そのための制度上の隘路を取り除くことを含めて、制度改革を行うこと。
- 中高一貫教育の実施形態については、次のような類型が考えられ、中高一貫教育の円滑な導入を図るためには、学校設置者がそのいずれも選択できるように、所要の制度改革を行うことが必要。
  - ① 同一の設置者が中学校・高等学校を併設する
    - (a) 独立した中学校・高等学校を併設
    - (b) 一つの6年制の学校（いわゆる6年制中等学校）として設置・運営
  - ② 市町村立中学校と都道府県立高等学校を連携する
- 教育内容については、「ゆとり」の中で子どもたちの個性や創造性を大いに伸ばしていくものとすべき。その類型としては、普通科タイプ、総合学科タイプ、専門学科タイプなどが考えられ、そのいずれを採るかはその学校の設置者の選択に委ねていくべき。ただし、普通科タイプの場合は、受験準備に偏した教育を行わないよう強く要請。
- 中高一貫校においては、特色ある教育を提供していくことが望まれるが、例えば、次のような特色を6年間の一貫した軸に据えて教育活動を展開していくことが有意義。
  - ① 体験学習を重視する学校（ボランティア体験、社会体験、勤労体験、自然体験などを積極的に導入）
  - ② 地域に関する学習を重視する学校（地域の歴史や文化、自然、産業を活かした指導内容、地域の人材の活用など）
  - ③ 国際化に対応する教育を重視する学校（コミュニケーション能力の育成、国際交流活動や国際理解教育の推進など）
  - ④ 情報化に対応する教育を重視する学校（インターネット等の活用、情報リテラシーや情報モラルの育成など）
  - ⑤ 環境に関する学習を重視する学校（自然体験活動の充実、環境や自然を大切にする心の育成など）
  - ⑥ 伝統文化等の継承のための教育を重視する学校（伝統工芸や伝統産業の技術の伝承、伝統技能の技の伝授、後継者の養成など）
  - ⑦ じっくり学びたい子どもたちの希望に応える学校  
（個別のきめ細かな教育計画を立て子どもたちを指導。学習のつまずきを的確に把握し、基礎・基本を確実に学ばせ、じっくりと問題を克服）
- 入学者を定める方法については、受験競争の低年齢化を招くことのないような適切な配慮が必要。特に、地方公共団体が設置する学校にあっては、学力試験を行わず、学校の個性や特色に応じて、抽選、面接、推薦等の多様な方法を適切に組み合わせることが適当。また、現在、学力試験を偏重する選抜や小学校教育の趣旨を逸脱した出題を行っている一部の国私立中学校に対しては、改善を要請。
- 高等学校段階に進む時点での入退学等についての配慮が必要（進路変更を希望する生徒の他の高校への進学への配慮、高校段階での入学をある程度の数認めること、6年制の学校の第3年次修了者を中学校卒業者と同等に扱うことなど）。

②優れた才能や個性を伸ばす学習機会について

## 関連する中央教育審議会答申

### ○「教育振興基本計画について ～「教育立国」の実現に向けて～（答申）」（抄） （平成20年4月18日）

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

（3）基本的方向ごとの施策

基本的方向2 個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる

① 知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲等の「確かな学力」を確立する

◇ 総合的な学力向上策の実施

- ・ 6-3-3-4制の弾力化に関し、小中一貫教育やいわゆる飛び級を含め、幼児教育と小学校との連携など、各学校段階間の円滑な連携・接続等のための取組について検討する。

### ○「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第二次答申）」（抄） （平成9年6月26日）

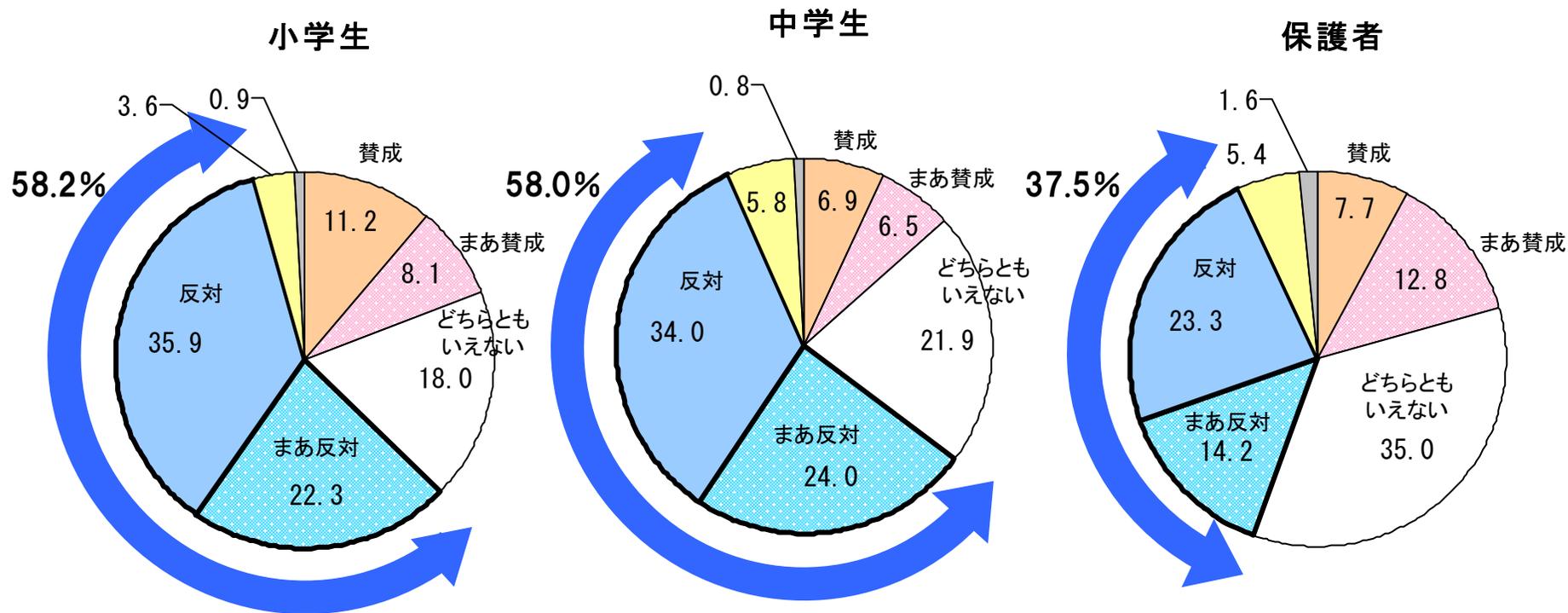
第4章 教育上の例外措置

[7] いわゆる「飛び級」について

我々は、教育上の例外措置の検討と関連して、小・中・高等学校の各学校段階内において、学年を飛び越すという意味での「飛び級」の導入の是非についても検討した。

しかしながら、現時点では、こうした「飛び級」は、いわゆる「受験エリート」を育成するために活用され、保護者間に無用の焦りを招いたり、受験競争を激化させるおそれが高く、また、子どもたちの心理状況として、学校内で「飛び級」をすることが様々な問題を引き起こすおそれがあることなどから、社会的な合意を得ることは困難であると考え、義務教育段階の小・中学校では、「飛び級」を行わないことが適当であると考えた。高等学校においても、学年を飛び越えた「飛び級」は同様の問題があり、適当ではないと考える。

# 義務教育段階における飛び級に関する意識調査結果



賛成
  まあ賛成
  どちらともいえない
  まあ反対
  反対
  よくわからない
  無答・不明

\* 小学生、中学生については、「できる子どもは早く上の学年に進めるようにしてほしい」という質問に対する、「とてもそう思う」「まあそう思う」「どちらともいえない」「あまりそう思わない」「まったくそう思わない」「まったくそう思わない」「よくわからない」「無答・不明」の値(%)

\* サンプル数は、小学生3,350名、中学生2,924名、保護者6,742名、学校評議員808名、一般教員1,689名、校長・教頭は「校長」360名と「教頭・副校長」372名、教育長1,038名、首長785名。